

一般港湾運送事業に係る経済安全保障推進法の 基幹インフラ制度の運用開始に向けた 指定基準等について

令和6年11月

国土交通省港湾局

経済安全保障推進法の一部を改正する法律の概要

趣旨

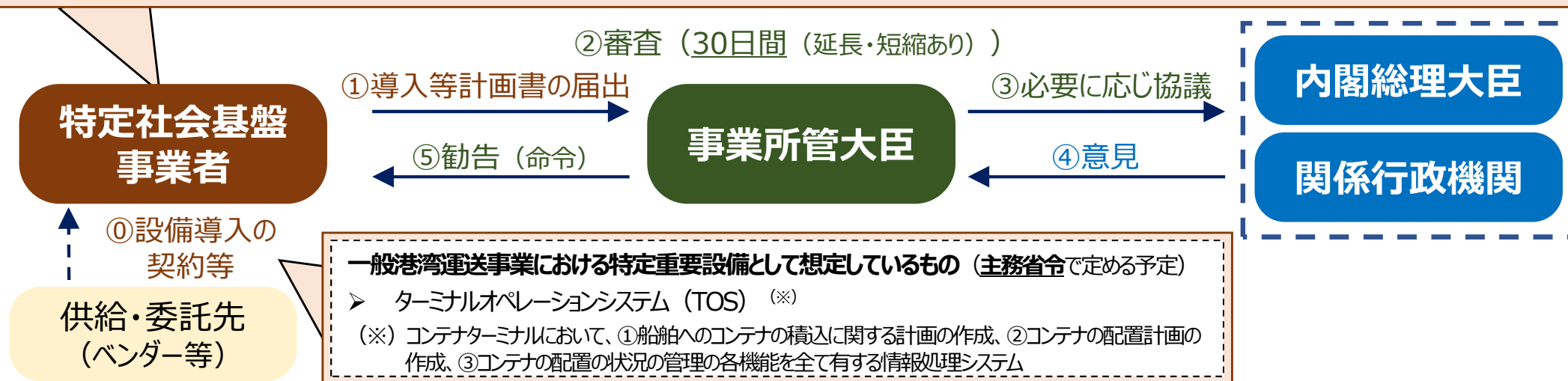
- 経済安全保障推進法の基幹インフラ制度は、**法律で電気、ガスなど重要な14の事業を定め**たうえで、政令によって規制対象事業を絞り込み（特定社会基盤事業）、そのうち特に重要な事業者※が、重要な設備※の導入等をしようとした際、事前に審査をする制度。※対象事業者・設備は省令で規定
- 港湾関係の事業は法律で定める重要な事業に含んでいなかったが、令和5年7月の名古屋港のサイバー攻撃事案の発生を受け、港湾関係のシステムについて精査を実施したところ、荷役作業を行う港湾運送事業者が利用するコンテナの積卸し作業等を管理するシステム※に支障が生じた場合、影響が**甚大**となりうる事が判明したため、特定社会基盤事業として**一般港湾運送事業を追加する改正**を行い、当該設備（システム）の導入等に際して事前審査を行うことにより、港湾運送の役務の安定提供の確保を図ることとした。※ターミナルオペレーションシステム（TOS）という。

概要（赤字部分が改正事項）

規制対象となり得る事業

（規制対象事業は、法律で列挙した事業の中から政令で定めることとなる。この**法律で列挙する事業に一般港湾運送事業を追加する。**）

1.電気	2.ガス	3.石油	4.水道	5.鉄道
6.貨物自動車運送	7.外航貨物	8.港湾運送（追加）	9.航空	10.空港
11.電気通信	12.放送	13.郵便	14.金融	15.クレジットカード



施行期日

公布の日（令和6年5月17日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

- ① 特定社会基盤事業：特定社会基盤役務（①「国民生活又は経済活動が依存している役務であって、その利用を欠くことにより、広範囲又は大規模な社会混乱を生ずるなどの経済・社会秩序の平穩を損なう事態が生じ得るもの」又は②「国民の生存に不可欠な役務であって、その代替が困難であるもの」）の提供を行うものを**政令**で規定
- ② 特定社会基盤事業者：事業区分ごとに指定基準を**省令**で定め、対象事業者を指定
 - ※ 事業規模又は代替可能性のいずれか又はその両方を考慮し、事業ごとの実態を踏まえて定めることとされている
 - ※ 指定は、適正な競争関係を不当に阻害することがないように配慮すること、中小規模の事業者の指定についてはより慎重に検討を行うことに留意



<特定社会基盤事業者の指定基準の例>
給水人口（水道事業）、運航便数のシェア（航空運送事業）、5G開設計画の認定の有無（電気通信事業）

- ③ 特定重要設備：役務の安定的な提供において重要、かつ妨害行為の手段として使用されうるものを**省令**で規定
 - ※ 省令を定める際、適正な競争関係を不当に阻害することのないようにすること、過度な負担を生じないよう対象は真に必要な範囲に限定することに配慮



<特定重要設備の例>
需給制御システム（一般送配電事業）、浄水施設の監視制御システム（水道事業）、列車運行管理システム（鉄道事業）、電気通信設備の制御機能を有する設備（電気通信事業）、預金・為替取引システム（銀行業）、取引認証設備（クレジットカード）

- ④ 構成設備：特定重要設備の一部を構成する設備等のうち、特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものを**省令**で規定
- ⑤ 重要維持管理等：特定重要設備の機能維持又は役務の安定的な提供において重要、かつ妨害行為の手段として使用されうるものを**省令**で規定



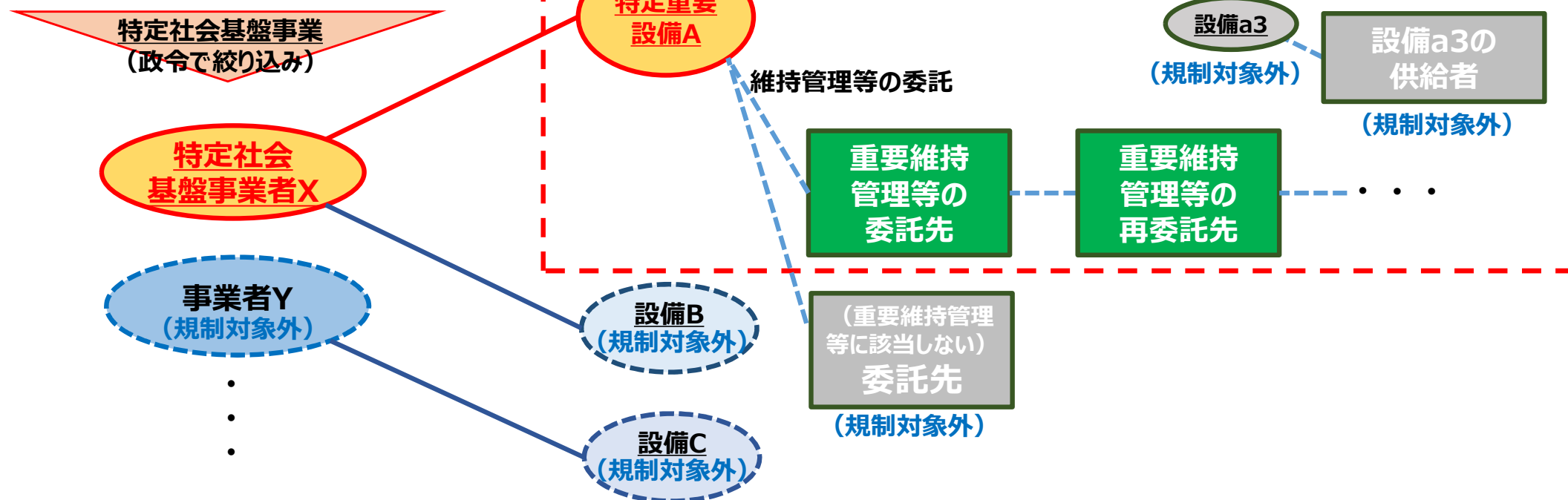
<重要維持管理の例>
維持管理（システムの保守点検等）、操作（システムの運用等）

規制対象の範囲

● 対象分野

電気	ガス	石油
水道	鉄道	貨物自動車運送
外航貨物	港湾運送※	航空
空港	電気通信	放送
郵便	金融	クレジットカード

※令和6年法改正により追加（未施行）。



一般港湾運送事業の規制対象(案)

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定重要設備 （省令）	構成設備 （省令）	重要維持管理等 （省令）
一般港湾運送事業	年間コンテナ取扱量が80万TEU以上の港湾のコンテナターミナルにおいて、コンテナ荷役を行う者 ※京浜港（東京港、川崎港、横浜港） 名古屋港 大阪港 神戸港 博多港	ターミナルオペレーションシステム（TOS） ※船舶へのコンテナの積込に関する計画の作成等を総合的に行うことから対象とする。 ※対象の港湾において使用するものに限る。	・計画の作成等に係るサーバー装置 ・計画の作成等に係るソフトウェア	・維持管理 ・操作

＜政令＞
改正法に規定された「一般港湾運送事業」をそのまま規定

＜指定基準の考え方＞

- ・コンテナ取扱量の多い5港湾を対象に設定
- ・我が国全体のコンテナ取扱貨物量の約3/4をカバー

※港湾ごとのコンテナ取扱量は港湾統計（基幹統計）により毎年調査。

ターミナルオペレーションシステムとは、コンテナターミナルにおいて、

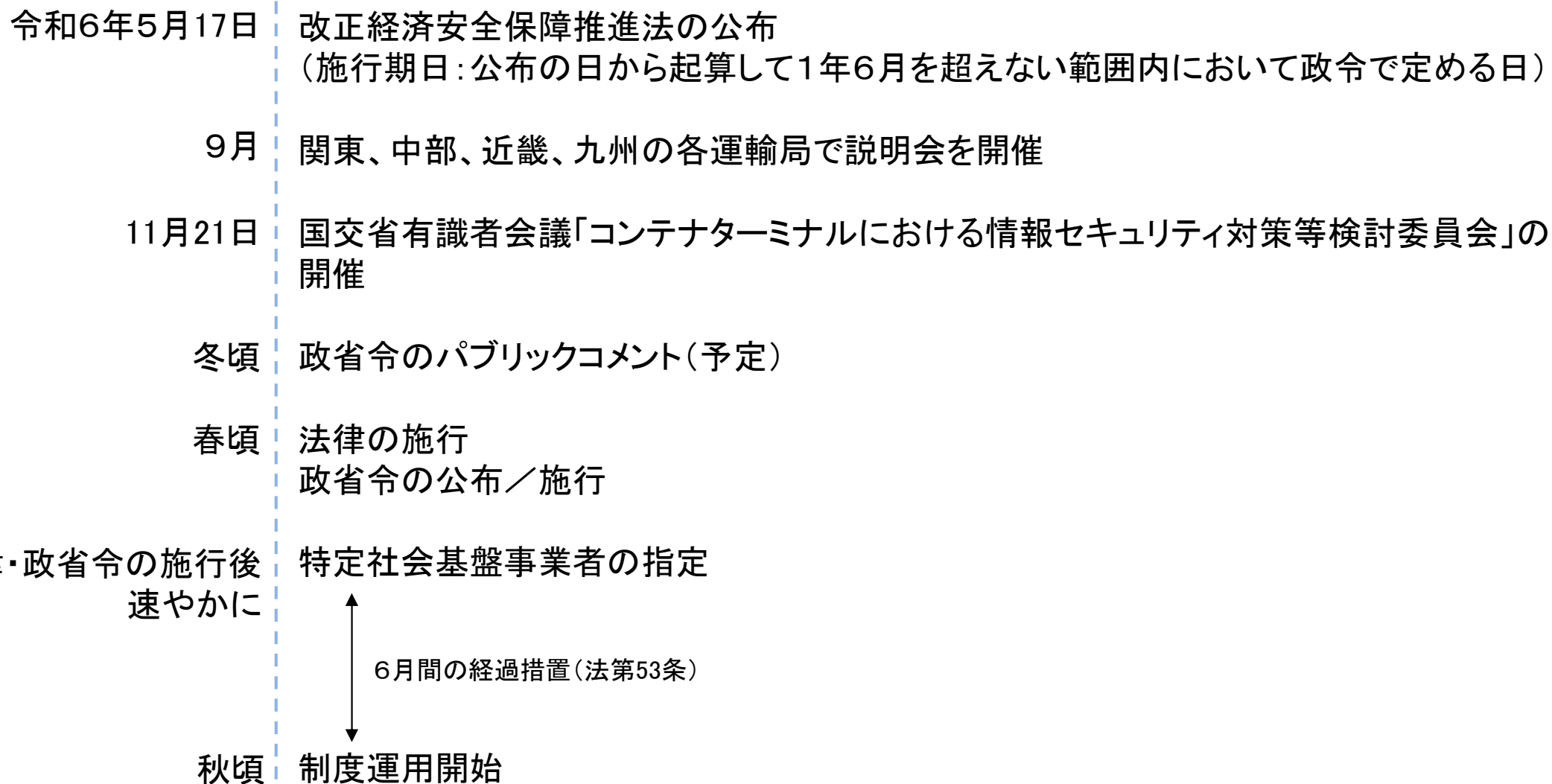
- ①船舶へのコンテナの積込に関する計画の作成
- ②コンテナの配置計画の作成
- ③コンテナの配置の状況の管理

を総合的に行う情報処理システム

導入等計画書の記載事項

特定重要設備の導入		重要維持管理等の委託	
届出事項	添付書類	届出事項	添付書類
特定重要設備の概要 (種類、名称、機能、設置場所、使用場所)	—	特定重要設備の概要 (種類、名称、機能、設置場所、使用場所)	—
導入の内容及び時期		委託の内容及び時期又は期間	
導入の目的	—	委託の目的	—
導入に携わる者の名称等	—	委託の内容・場所	—
導入の時期	—	委託の時期又は期間	—
特定重要設備の供給者に関する事項		重要維持管理等の委託の相手方に関する事項	
供給者の名称・住所・設立準拠法	登記事項証明書等	相手方の名称・住所・設立準拠法	登記事項証明書等
供給者の議決権の5%以上を直接に保有する者	—	相手方の議決権の5%以上を直接に保有する者	—
供給者の役員の氏名・生年月日・国籍等	役員の旅券の写し等	相手方の役員の氏名・生年月日・国籍等	役員の旅券の写し等
供給者が、外国政府等との取引が売上高の25%以上を占める場合、外国政府等の名称等	—	相手方が、外国政府等との取引が売上高の25%以上を占める場合、外国政府等の名称等	—
設備の製造場所の所在地	—		
構成設備に関する事項		重要維持管理等の再委託に関する事項	
構成設備の概要（種類・名称・機能）	—	再委託の内容・場所・時期又は期間	—
供給者の名称・住所・設立準拠法	登記事項証明書等	相手方の名称・住所・設立準拠法	登記事項証明書等
供給者の議決権の5%以上を直接に保有する者	—	相手方の議決権の5%以上を直接に保有する者	—
供給者の役員の氏名・生年月日・国籍等	役員の旅券の写し等	相手方の役員の氏名・生年月日・国籍等	役員の旅券の写し等
供給者が、外国政府等との取引が売上高の25%以上を占める場合、外国政府等の名称等	—	相手方が、外国政府等との取引が売上高の25%以上を占める場合、外国政府等の名称等	—
構成設備の製造場所の所在地	—		
導入に関するリスク管理措置	項目ごとに証する書類	重要維持管理等の委託に関するリスク管理措置	項目ごとに証する書類

一般港湾運送事業 運用開始に向けたスケジュール



参考資料(他の国土交通分野の規制対象)
※内閣府公表資料から抜粋

規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）		特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 （令和6年9月4日時点）	特定重要設備 （省令）	重要維持 管理等 （省令）	構成設備 （省令）
④ 水道	簡易水道事業以外の 水道事業	給水人口：100万人超 ※応援給水による代替供給が困難と なる水準として、給水人口100万人 超を設定。	札幌市（札幌市水道事業） 仙台市（仙台市水道事業） さいたま市（さいたま市水道事業） 千葉県（千葉県水道事業） 東京都（東京都水道事業） 神奈川県（神奈川県水道事業） 横浜市（横浜市水道事業） 川崎市（川崎市水道事業） 名古屋市（名古屋市水道事業） 京都市（京都市水道事業） 大阪市（大阪市水道事業） 神戸市（神戸市水道事業） 広島市（広島市水道事業） 北九州市（北九州市水道事業） 福岡市（福岡市水道事業）	浄水施設の監視制御 システム ※浄水処理のため重要な中央 制御を司ることから対象とする。	・維持管理 ・操作	・浄水処理の監視制御サーバ ・浄水処理の監視制御に関するOS（直接監視及び制御に関わらない補助的なものは除く） ・浄水処理の監視制御に関するミドルウェア（直接監視及び制御に関わらない補助的なものは除く） ・浄水処理の監視制御に関するアプリケーション（直接監視及び制御に関わらない補助的なものは除く）
	水道用水供給事業	1日最大給水量：50万 m ³ 超 ※水道事業と同等の水準として設定。 ※利用者に直接供給する者ではない ため、給水人口ではなく1日最大給 水量で設定。	宮城県（仙南・仙塩広域水道用水供給 事業） 埼玉県（埼玉県水道用水供給事業） 愛知県（愛知県水道用水供給事業） 沖縄県（沖縄県水道用水供給事業） 北千葉広域水道企業団（北千葉広域 水道用水供給事業） 神奈川県内広域水道企業団（神奈川 県内広域水道用水供給事業） 大阪広域水道企業団（大阪広域水道 企業団水道用水供給事業） 阪神水道企業団（阪神水道企業団用 水供給事業）			
	簡易水道事業	—		—	—	—

規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）		特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 （令和6年9月4日時点）	特定重要設備 （省令）	重要維持 管理等 （省令）	構成設備 （省令）
⑤ 鉄道	第一種鉄道事業	旅客営業キロ： 1,000km以上 ※中長距離輸送における大量、高速、 定時性の観点から、代替困難性に着 目して設定。	東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 北海道旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社	列車運行管理システム ※列車運行のため重要な進路 制御を集中的に行うことから対 象とする。	・維持管理 ・操作	・進路制御系に係るサーバ装置 ・進路制御系に係るネットワーク装 置 ・OS ・進路制御系に係るプログラム
⑥ 貨物自動車運 送	一般貨物自動車運 送事業	・実車キロ、輸送トン、車両 数のシェア：いずれも5% 以上 かつ ・全国に営業所を設置 ※それぞれのシェアのカバー率に着目 し、その3割程度をカバーできる数値 として設定。併せて全国に6万事業 者存在する業界特性・振替輸送によ る代替可能性にも着目して設定。	ヤマト運輸株式会社 日本通運株式会社 佐川急便株式会社	輸配送管理システム ※配送される貨物の中央管理 を司ることから対象とする。		・動態管理に係るサーバ装置 ・動態管理に係るプログラム
⑦ 外航海運	貨物定期航路事業 及び不定期航路事 業のうち、主として本 邦の港と本邦以外 の地域の港との間に おいて貨物を運送す るもの	輸送量、運航隻数のシェ ア： いずれも10%以上 ※輸送量、運航隻数のカバー率に着 目し、その半数程度をカバーできる数 値として設定。	日本郵船株式会社 株式会社商船三井 川崎汽船株式会社	荷役管理システム ※貨物の積卸に必要な配置 計画を一元作成することから対 象とする。		・積付け計画作成に係るサーバ装 置 ・積付け計画作成に係るソフトウェ ア

規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）		特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 （令和6年9月4日時点）	特定重要設備 （省令）	重要維持 管理等 （省令）	構成設備 （省令）
⑧ 航空	国内定期航空運送 事業 国際航空運送事業	特定本邦航空運送事業者 における国際線及び国内線 の運航便数のシェア： 25%以上 ※運航便数のカバー率に着目し、その 半数以上をカバーできる数値として設 定。	全日本空輸株式会社 日本航空株式会社	飛行計画作成システム ※航空機の運航に不可欠な 飛行計画を作成することから対 象とする。	・維持管理 ・操作	・計画作成に係るサーバ装置 ・OS ・計画作成に係るプログラム
	⑨ 空港 空港の設置及び管 理を行う事業 空港に係る公共施 設等運営事業	・年間旅客数： 1,000万 人以上 かつ ・国際航空輸送網又は国 内航空輸送網の拠点とな る空港（国管理空港を除 く）を管理・運営 ※社会経済上のインパクトが大きい大 規模空港をカバーするものとして、年 間旅客数に着目して設定（国管理 空港は指定対象外）。	成田国際空港株式会社 新関西国際空港株式会社 関西エアポート株式会社 福岡国際空港株式会社 北海道エアポート株式会社 中部国際空港株式会社	飛行場灯火定電流調 整装置システム ※航空機の安全な離着陸を 援助する灯火の制御を司ること から対象とする。		・制御基板 ・操作・監視表示パネル ・電流制御ソフトウェア